

下水道事業受益者負担金について

平成29年9月
豊橋市上下水道局 営業課

1 下水道事業受益者負担金とは

下水道整備の整備にかかる費用の一部を土地の面積に応じてご負担していただく制度が受益者負担金制度です。税とは違い、その土地に一度限りご負担していただきます。

2 受益者とは

原則として受益者は土地を所有している方です。ただしその土地に賃借権、地上権などの権利を持っている方がいる場合は双方の話し合いの上受益者を決めていただきます。

3 下水道事業受益者負担金の対象となる土地

対象の土地は、5年以内に下水道が使用できる土地で、地目や土地の利用形態（農地や駐車場等）に関係なく原則賦課されます。

ただし、継続して農地や山林であり、下水道利用の必要のない土地については、申請により特例で賦課対象から一時的に除外される場合があります。

4 負担金の額

条例により1㎡あたり350円と定めています。

(例) 200㎡(約60坪)の土地の場合 $200 \text{ m}^2 \times 350 \text{ 円} = 70,000 \text{ 円}$

5 負担金の賦課予定

負担金の賦課は、区画整理事業と下水道拡張工事の進捗に併せて、賦課する前年度に地元説明会を行い、受益者から土地の申告、4月賦課公告、6月納付書送付となります。なお、換地処分前でも工事の進捗に併せて賦課していきます。

6 納付方法

◇分割納付の場合 … 1年間4回納付、5年間で20回に分けて納付する方法です。

各納期は、年に4回で、6月、9月、12月、2月です。

◇一括払いの場合 … 5年一括、複数年一括、1年一括払いがあります。

7 その他

(1) 下水道の供用開始通知がされると下水道への接続は義務となります。

供用開始されると浄化槽の方も義務化されます。また、浄化槽からの切替に関しては融資あっせん制度や雨水貯留施設転用補助金制度の補助が利用できます。

(2) 宅地内の下水道への接続工事は、排水設備指定工事店指定工事店でお願いします。

(3) 下水道使用料は、下水道に接続後から水道の使用水量に応じて下水道使用料を算出し、2か月ごとに水道料金と一緒にお支払いいただきます。

(4) この内容については現時点のものです。